別表

検察庁の名称	事務所
大津地方検察庁	滋賀県大津市御陵町三番六号　大津地方検察庁企画調査課内情報公開窓口
大津区検察庁	
高島区検察庁	
甲賀区検察庁	
彦根区検察庁	
東近江区検察庁	
長浜区検察庁	

○和歌山地方検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、別表の上段に掲げる検察庁の公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日和歌山地方検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

和歌山地方検察庁検事正　小林　英樹

別表

検察庁の名称	事務所
和歌山地方検察庁	和歌山県和歌山市二番丁三番地　和歌山地方検察庁企画調査課内情報公開窓口
和歌山区検察庁	
湯浅区検察庁	
妙寺区検察庁	
橋本区検察庁	
田辺区検察庁	
串本区検察庁	
御坊区検察庁	
新宮区検察庁	

○名古屋地方検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、別表の上段に掲げる検察庁の公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日名古屋地方検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

名古屋地方検察庁検事正　酒井　邦彦

別表

検察庁の名称	事務所
名古屋地方検察庁	愛知県名古屋市中区三の丸四丁目三番一号　名古屋地方検察庁総務部企画調査課内情報公開窓口
名古屋区検察庁	
春日井区検察庁	
瀬戸区検察庁	
津島区検察庁	
一宮区検察庁	
犬山区検察庁	
半田区検察庁	
岡崎区検察庁	
安城区検察庁	
豊田区検察庁	
豊橋区検察庁	
新城区検察庁	

○津地方検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百十号）第十三条の規定に基づき、別表の上段に掲げる検察庁の公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日津地方検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

津地方検察庁検事正　吉浦　正明

別表

検察庁の名称	事務所
津地方検察庁	三重県津市中央三番一二号　津地方検察庁企画調査課内情報公開窓口
津区検察庁	
鈴鹿区検察庁	
松阪区検察庁	
伊賀区検察庁	
四日市区検察庁	
桑名区検察庁	
伊勢区検察庁	
熊野区検察庁	
尾鷲区検察庁	

○岐阜地方検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、別表の上段に掲げる検察庁の公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日岐阜地方検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

岐阜地方検察庁検事正　向井　壯

別表

検察庁の名称	事務所
岐阜地方検察庁	岐阜県岐阜市美江寺町二丁目八番地　岐阜地方検察庁企画調査課内情報公開窓口
岐阜区検察庁	
郡上区検察庁	
大垣区検察庁	
御嵩区検察庁	
多治見区検察庁	
中津川区検察庁	
高山区検察庁	

○福井地方検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、別表の上段に掲げる検察庁の公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日福井地方検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

福井地方検察庁検事正　小島　吉晴

別表

検察庁の名称	事務所
福井地方検察庁	福井県福井市春山一丁目一番五四号　福井春山合同庁舎　福井地方検察庁企画調査課内情報公開窓口
福井区検察庁	
武生区検察庁	
大野区検察庁	
敦賀区検察庁	
小浜区検察庁	

○金沢地方検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、別表の上段に掲げる検察庁の公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日金沢地方検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

金沢地方検察庁検事正　大野　重國

別表

検察庁の名称	事務所
金沢地方検察庁	石川県金沢市大手町六番一五号　金沢地方検察庁企画調査課内情報公開窓口
金沢区検察庁	
小松区検察庁	
七尾区検察庁	
輪島区検察庁	
珠洲区検察庁	

○富山地方検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、別表の上段に掲げる検察庁の公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日富山地方検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

富山地方検察庁検事正　慶徳　榮喜